

青森県報

第二千九百七十一号

平成二十年
八月十三日
(水曜日)

目次

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要	(経営支援課)	一
右 同	(同)	一
換地計画の決定	(農村整備課)	二
建設業者の許可の取消し	(東青地域局)	二
右 同	(同)	二
右 同	(上北地域局)	三
出先機関		
土地改良区の清算人の就任	(東青地域局)	三
収用委員会		
公示による通知	(監理課)	三

公 告

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグアサヒ鱒ヶ沢店

西津軽郡鱒ヶ沢町大字舞戸町字西禿一八の外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社横浜ファーマシー

北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井四六の三四

代表取締役 松山 稔

三 意見の概要

県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び鱒ヶ沢町役場

2 期間

平成二十年八月十三日から同年九月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、鱒ヶ沢町役場にあつては、その執務時間内とする。

大規模小売店舗の立地に関する意見の概要

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第四項の規定により述べた意見の概要について、同条第六項の規定により次のとおり公告する。

平成二十年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) 八戸沼館ドッグ跡地複合商業施設計画

八戸市沼館四丁目一の一〇一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三菱UFJリース株式会社
東京都千代田区丸の内一丁目五の一
代表取締役社長 小幡尚孝

三 意見の概要
県の意見なし

四 意見書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十年八月十三日から同年九月十三日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

換地計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により、阿弥陀川地区の県営土地改良事業に係る換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成二十年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧の期間

平成二十年八月十四日から同年九月十日まで

三 縦覧の場所

蓬田村役場

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。
平成二十年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 和光水道工業株式会社

二 代表者の氏名 藤田 弘悦

三 主たる営業所の所在地 青森市浪館前田四丁目三五の二〇

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第五三八三号

五 取消年月日 平成二十年七月十八日

六 取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年七月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 商号又は名称 有限会社ささはら建築・設計

二 代表者の氏名 笹原 信昭

三 主たる営業所の所在地 東津軽郡平内町大字小湊字後范二二の九

四 許可番号 青森県知事許可（般 一七）第一〇〇二七三号

五 取消年月日 平成二十年七月三十日

六 取消しに係る建設業の許可

大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

平成二十年七月十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十年八月十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 漆畑塗装店
 - 二 代表者の氏名 漆畑 定美
 - 三 主たる営業所の所在地 十和田市大字三本木字上平一五九の一八
 - 四 許可番号 青森県知事許可（般 一五）第五〇〇一六三号
 - 五 取消年月日 平成二十年七月二十三日
 - 六 取消しに係る建設業の許可 塗装工事業に係る一般建設業の許可
 - 七 取消しの原因となった事実 平成二十年二月十四日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。
- このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

土地改良区の清算人の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、解散した平内町土地改良区から、次のとおり清算人の就任の届出があったので、同法第六十八条第二項において準用する同法第十八条第十七項の規定により公告する。

平成二十年八月十三日

東青地域県民局長 中 島 久 宜

氏 名	住 所	就任の年月日
阿部 壽夫	東津軽郡平内町大字山口字山口三一の一	平成二〇・七・三
工藤 勇吉	大字浜子字家ノ下一九の四三	"
三津谷 善雄	大字浅所字浅所三	"
土岐 武彦	大字福島字福島一二の二	"
鳥谷部 建雄	大字清水川字道巢一八の七	"
船橋 元義	字往来道添一	"
鹿股 利春	字大苞一七	"
工藤 勝繁	大字松野木字家岸三一	"
小形 正儀	大字藤沢字長橋九八の一	"

収 用 委 員 会

公示による通知

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十六条第二項の規定により次の書類を通知するに当たり、土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条第三項の規定により公告を行うことができないので、土地収用法施行令第五条第一項の規定により公示による通知を行う。

平成二十年八月十三日

青森県収用委員会会長 平 田 由 世

- 一 通知すべき書類の名称 審理の開始について（通知）
- 二 通知を受けるべき者 別表のとおり
- 三 通知すべき書類の保管場所 青森県県土整備部監理課内
- 四 その他

一の書類は、平成二十年八月二十六日をもって通知があったものごまかされず、
別表 通知を受けるべき者

氏 名	住 所
太 田 洋 子	住所不明 (年月日不詳職権消除) ただし、職権消除のときの戸籍の附票の住所 神奈川県川崎市多摩区登戸新町216番地
山 谷 憲 一	住所不明 (平成14年 9月 3日職権消除) ただし、職権消除のときの戸籍の附票の住所 青森県南津軽郡大鰐町大字島田字ゾベコ沢10番地
栗 林 鐵 城	住所不明 (平成元年11月 9日職権消除) ただし、職権消除のときの戸籍の附票の住所 青森県平川市岩館藤巻73番地 2

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青 森 県 号

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭